

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置の細目を定めること。（改正令附則第二条、第三条関係）

二 不動産取得税

新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例措置について、その適用を受けるための耐震改修に係る契約締結の期限を耐震基準不適合既存住宅の取得の日から五月を経過する日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から二月を経過する日のいずれか遅い日とすること。（附則第三十八条関係）

三 固定資産税

新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産等の細目を定めること。（附則第三十九条関係）

四 その他

1 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について、その対象となる地方団体の徴収金の期日等の細目を定めること。（附則第三十六条関係）

2 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続を定めること。（附則第三十七条関係）

第二 その他

前記第一の一の改正は令和三年一月一日から、その他の改正は公布の日から施行すること。